

●香川県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年8月31日から同年9月21日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 白鳥引田線（40号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市小海字新平間1249番4地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	8.2~9.5	11	平成29年香川県告示第 352号で告示した区域

- 4 供用開始の期日 平成30年8月31日